平成２６年（フ）第２２９４号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目８番35号　コスモグリーン101号
債務者　四方田絵里（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３０６号
札幌市清田区平岡２条４丁目２番７号　平岡２・４ハイツ203号
債務者　高橋真佐美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３１１号
札幌市白石区米里５条１丁目11番24―103号
債務者　赤池　佳紀
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２５号
札幌市南区豊滝２丁目４番25号
債務者　杣　　巖
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３４号
札幌市白石区米里３条１丁目10－１　ファミール米里201、住民票上の住所北海道小樽市天神２丁目１番１号
債務者　長谷川博和
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４２号
札幌市東区北11条東１丁目２番16―207号
債務者　中村　裕之
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４４号
札幌市豊平区豊平５条２丁目１番35―102号
債務者　格矢比呂幸
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６３号
札幌市白石区菊水６条４丁目１番23―401号
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７２号
札幌市中央区南26条西12丁目１番４―507号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８４号
北海道石狩市花川北４条３丁目４番地１　道営住宅Ｄ15―204
債務者　中村　利子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
札幌市東区北24条東３丁目３番１号　駒矢八番館306号
債務者　小林　広子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
札幌市西区琴似１条６丁目２番14―403号
債務者　門前　琢朗
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
札幌市白石区北郷５条５丁目４番30号　ロードハウスＡ―101号
債務者　荒井　良子
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１号
札幌市豊平区水車町２丁目３番15―703号
債務者　石本　卓宏
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
北海道石狩市花川南２条３丁目147番地　アルク花川203号
債務者　千葉祐太朗
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７号
札幌市豊平区中の島２条３丁目２番23号　ローヤルハイツ中の島２・３Ｃ―203号
債務者　馬場久美子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５号
札幌市東区北33条東17丁目１番21―203号
債務者　後藤　智一
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部